

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8592

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 27 日	支出額	68,000 円
項目	事務所費	充当額	61,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所・駐車場 賃借料 令和 8 年 2 月分		
備考	69,100- XXXXXXXXXX （自己負担分：タイセイハウジークラブ費）＝ 68,000 口座名義：逢澤圭一郎 支出先：株式会社タイセイハウジー		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8592

(2/2)

		2		
年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
[Redacted]				
08-01-27	家賃	*69,100	家賃等	
[Redacted]				
[Redacted]				

＜物件の表示＞

部坚番号 0101

構造 鉄筋コンクリート

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

	家賃	共益費				月額合計
月払金	89,000 円	3,500 円	円	円	円	62,500 円

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025-4-28

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 桑澤 至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 所玉果議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	桑澤 至一郎	本人	1975年9月16日	男	所玉果議会	048-824-2111

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
2021-07-01改

048-498-6161

物件コード: 00039512

契約者コード: [REDACTED]

入居者コード: [REDACTED]

株式会社オリコファレントインシュア

＜本作駐車場の表示＞

名 称 加藤コーポラス

李仲舒撰

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

更 新 料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新車検手数料	0 円(消費税等別途)

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別添)
--------	-----------------

敷金	①原契約終了時の残存金額 5,000 円	②更新時の返還金額 0 円	③更新時の追加交付金額 0 円	④更新時の合計預り金額 5,000 円
----	-------------------------	------------------	--------------------	------------------------

以上を踏まえ、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2025 4 22

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 桑澤至一郎
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 所王果義会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 性別 [REDACTED]
自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車	登録番号	[REDACTED]		
メーカー名	ホンダ	車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤アパース	部屋番号	101
----	--------	------	-----

株式会社オリコフォレントイン

株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所
埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル 048-498-6161

2021-07-01改

00039512 契約者No:

入居者No:

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申し込みプラン	■ 月期	月額2200円(税込)
----------	------	-------------

加入月	2021年	1月
-----	-------	----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

同居家族	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	
	フリガナ	
	氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル

☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジング
出口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	--

申込み区分	☐ プラン変更	☐ 記載内容変更
	変更開始月	変更日
	(年 月)	(年 月 日)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(1/8)

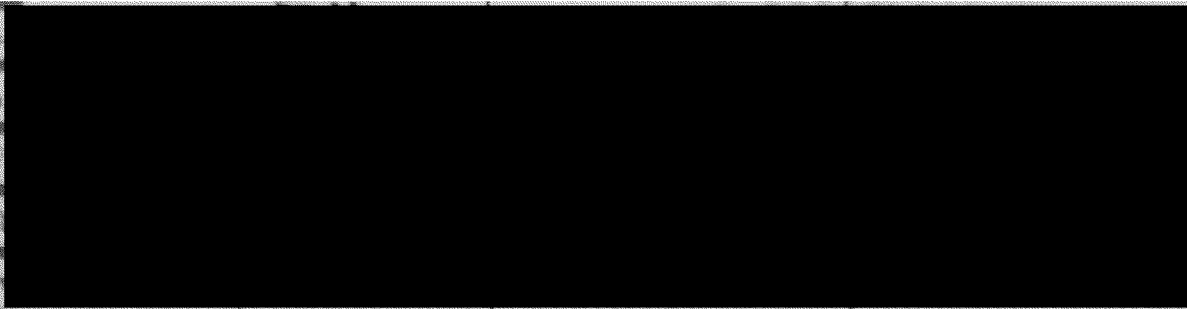
日付	令和 8 年 1 月 27 日	支出額	19,228 円
項目	事務所費	充当額	17,305 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 2 月分		
備考	口座名義 松井 弘 駐車場代 19,008 円 決済手数料 220 円		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(2/8)

		
08-01-27	振替	*19,228 SMBC(チウシヤシ [®])
		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(3/8)

2025年9月吉日

（差出人） かつみ不動産株式会社

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号

（差出代理人） 株式会社ニーリー

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9-8

問い合わせ先(カスタマーサポートセンター)

03-4226-3111



00002679

〒3510011

埼玉県朝霞市本町3丁目4-17

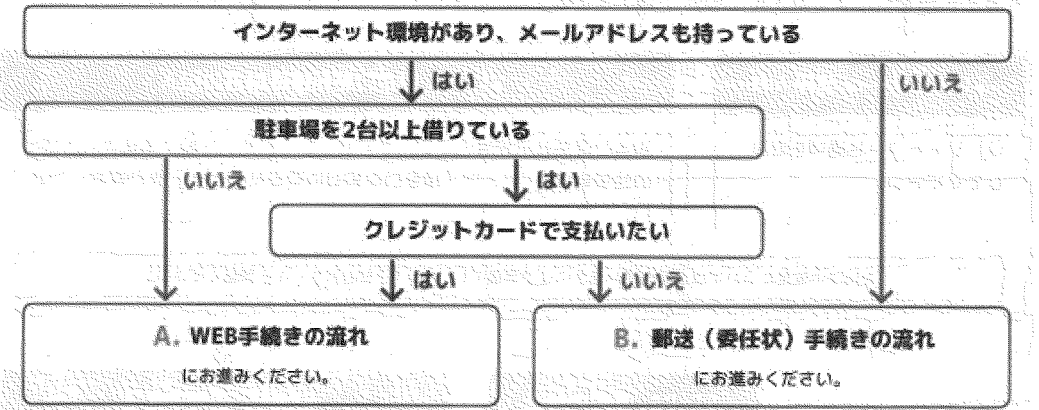
松井弘政務活動事務所 様

【重要】月極駐車場に関するお知らせとお願い

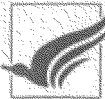
※本文書は、かつみ不動産株式会社の委託を受けて月極駐車場ご利用の皆様へ送付しております。
この度、サポート体制および満足度向上を目的として2025年11月1日より管理方法を変更する運びとなりました。管理会社の変更はございませんが、引き続き駐車場をご利用いただくために皆様をお願いしているお手続きとなりますため、必ずご確認の上お手続きをお願いいたします。

※Park Directは株式会社ニーリーが提供するサービスです

お手続き方法



お手続き完了の締め切り: 2025年10月31日



かつみ不動産

政務活動費 領収書等貼付用紙

手続きの注意事項(1)

● お手続き番号／認証番号

お手続きに使用する「お手続き番号」「認証番号」は以下をご参照ください。

駐車場名	区画	お手続き番号	認証番号
芳野本町駐車場		36496412	
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町

● ご契約料金

下記のとおり、ご利用料金が改定となります。

借主様のサポート体制強化※1に加え、少子高齢化による働き手不足や物価上昇も踏まえての管理方法変更に伴う改定となります。何卒ご容赦いただけますと幸甚でございます。

駐車場名	区画	月額使用料(税込)		更新費用(税込)		契約期間 (自動更新)	更新 期間
		改定前	改定後	改定前	改定後		
芳野本町駐車場		17,600円	19,008円	17,600円	19,008円	2025/11/1～ 2026/11/11	2年
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町
芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町	芳野本町

決済手数料は以下となります。

クレジットカード 決済手数料：0円(毎月20日に翌月分を決済)

口座振替 決済手数料：220円(税込)(毎月27日に翌月分を引き落とし)

※1 Park Directはオンラインに特化した駐車場契約・管理サービスです。「24時間365日の電話対応」「ガソリン／カーメンテナンス／タイヤなどの割引クーポン」「クレジットカード決済」「お手続きのオンライン完結(契約・更新・解約・保管場所使用承諾証明書申請)」など各種便利なサポートをご用意しております。

Park Directへの変更に伴うお得なメリットについての詳細は同封のサービスのご説明チラシをご覧ください。

手続きの注意事項(2)

● 契約期間について

- ・ ご契約開始は2025年11月1日を予定しており、お手続きが遅れると翌月以降の開始となる場合があります。
- ・ 契約期間の確定はメールまたは郵送でご連絡させていただきます(契約終了日は表記載の日付となります)。

● お支払い方法について

- ・ 自動送金(毎月定額を指定口座に自動で振り込む金融機関のサービス)を利用されている場合、あらかじめご自身で解除をお願いいたします。
- ・ クレジットカードはVISA/Mastercard/JCB/American Express/Diners Club/Discoverがご利用可能です。
- ・ まとめ払いなどで既にお支払い済みの期間がある場合、不足分のみ請求させていただきます。
- ・ 改定後の月額使用料は契約開始月から適用されますが、契約開始月のみ改訂前後の差額が翌月の請求となりますのでご了承ください。

例(差額が1,000円の場合): 1カ月目 10,000円 2カ月目 12,000円 3カ月目以降 11,000円

● 預金口座振替依頼書について

- ・ お支払い方法で口座振替を選択された場合、本紙に同封の「預金口座振替依頼書」のご返送が必要となります(現在口座振替をご利用されている場合も改めてご返送が必要)。
- ・ 新しいお支払い方法のお手続きが間に合わない場合、お手続き完了まで銀行振込(手数料はご契約者様負担)をお願いしております。口座振替のお手続きは完了まで1~2ヶ月程度かかりますので予めご了承ください。銀行振込となる場合、振込先や料金について後日(お支払い月の中旬ごろ)別途ご案内させていただきます。

● 更新費用について

- ・ ご契約の更新は次回更新から表記載の契約終了日1か月前の自動更新となります。なお、既にかつみ不動産株式会社から更新通知が届いている場合、同通知に従ってかつみ不動産株式会社へ更新費用のお支払いをお願いいたします(改定後の更新費用は次回から反映されます)。

※今回の再契約手続きに伴う費用は発生いたしません。

● 解約について

- ・ 既に解約を決められている、あるいは入れ違いで既に解約のお手続きをされている場合、今回ご案内しているお手続きは不要でございます。そのままご解約のお手続きをお進めください。
- ・ 解約を迷われている、あるいは検討されているという方は本紙下部に記載の顧客サポートセンターまでお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせは管理会社ではなく、下記の顧客サポートセンターにご連絡ください。

お電話での問い合わせ

Park Direct顧客サポートセンター

☎03-4226-3111

音声ガイダンス再生後「4」を押すと直接オペレーターに繋がります

営業時間: (平日 8時~20時 / 土曜・祝日 8時~19時) ※日曜日を除く

※多くのお問い合わせをいただいている場合、繋がるまでお時間を頂く場合がございます。誠に恐れ入りますがそのままお待ちいただくか、しばらく経ってから再度のかけ直しください。

※050-3173-9037の番号でご案内しているお客様もいらっしゃいますが、こちらの番号でも繋がります。

フォームからのお問い合わせ

下記のURLからお問い合わせください。

Park Direct顧客サポート・管理方法変更手続きについて

<https://www.park-direct.jp/toiawase/switch-contract>

※お問い合わせフォームから契約手続きは行えません。

※インターネットでご検索いただく場合は

「パークダイレクト お問い合わせ」でご検索の上

「管理体制変更の方向け」をご選択ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(6/8)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	番 台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1			
賃 料	金 18,500	円也	内消費税	1,500 円 更新料 ヶ月分（税別）
敷 金	金	円也	保証金	円 礼 金 円
契 約 車	車種	社用車	色	登録番号
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄			
賃貸人	を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。			

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをししばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は若々月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え

若々月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の若々月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(7/8)

第13条(管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各表通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人(甲) 住所  氏名 

賃借人(乙) 住所 朝霞市本町3-4-17 氏名 松本弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 TEL

勤務先住所

緊急時連絡先住所

緊急時連絡先氏名 TEL 

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
 免許証番号 埼玉県知事(8)第 13750
 登録番号 
 宅地建物取引士 

政務活動費 領収書等貼付用紙

8593

(8/8)

更新契約書

賃貸人 [REDACTED]（以下「甲」という）及び賃借人 松井弘政務活動事務所
（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED]
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目3-25		
契約期間	2024年11月12日 から 2026年11月11日迄の 2年間 とする。		
賃 料	金 17,600 円也 （内消費税 金 1,600 円也）		
更新料	新賃料の ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者（かつみ不動産㈱）に支払う。
敷 金	金 0 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 0 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり （契約車の変更有無に☑を入れて下さい）

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]		適格請求書発行事業者登録番号
	氏 名	[REDACTED]		T381023389017
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17		
	氏 名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]		
	(カ ナ)	(マ イ ヒ ロ シ)		
	氏 名	松 井 弘	賃借人との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

＜仲介業者＞ 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8594

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 27 日	支出額	116,440 円
項目	事務所費	充当額	104,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所建物賃貸借料・駐車場料（2026 年 2 月分）		
備考	事務所賃料 110,000 円 駐車場料 6,000 円 手数料 440 円		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38051	08-01-27	14:59	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥116,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		☒ 認証 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円	
お振込明細またはご案内		電信	
お受取人			
ご依頼人	カネコユタセイムカット“ウツ”ムシヨ様		
電話番号			
取扱番号	400046		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****			

事業用建物賃貸借契約書

貸主 〔 〕 (以下「甲」という)と借主 金子 裕太
 以下「乙」というは、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 〔 〕 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

項 目 1) 賃 貸 借 の 目 的 物 の 表 示 等	名 称	大間事務所			1-2 階	
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3 (住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
項 目 2) 賃 貸 借 条 件	種 類	事務所	家屋番号	798番3		
	構 造	軽量鉄骨造				/ 2 階建
	面 積	専有(壁芯) 73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	物件の所有者	(住所) 〔 〕				
		(氏名) 〔 〕				
	使用目的	事務所				
	賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の ヵ月分) (金額) 220,000 円		
	管 理 費	月額 円(うち消費税 円)				
	共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金	(賃料の ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
	駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)				
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円			
雑 費	月額 円(うち消費税 円)					
保 險 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円			
保 証 料	円					
保 証 金	円(3.3㎡当たり 円)	更新手数料	新賃料の 1 ヵ月分 (別途消費税)			
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)					
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先	(住所) 〔 〕 (氏名) 〔 〕				
	振込先	〔 〕		口座No. 〔 〕		
	口座名義人	〔 〕		振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円		
	口座引落	委託会社名 〔 〕 翌月分を毎月 来 日に乙指定の口座へ振込。				

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. XXXXXXXXXX
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

[賃料振込先]



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8550

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 26 日	支出額	22,500 円
項目	事務所費	充当額	18,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所駐車場 賃借料 1 月～3 月支払分		
備考	① 2026 年 2 月 26 日、3 月 26 日 ②月額 7,500 円× 3 か月＝ 22,500 円 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため。		

支払証明書あり

理由 契約により定期的に定額を支出するため。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(1/6)

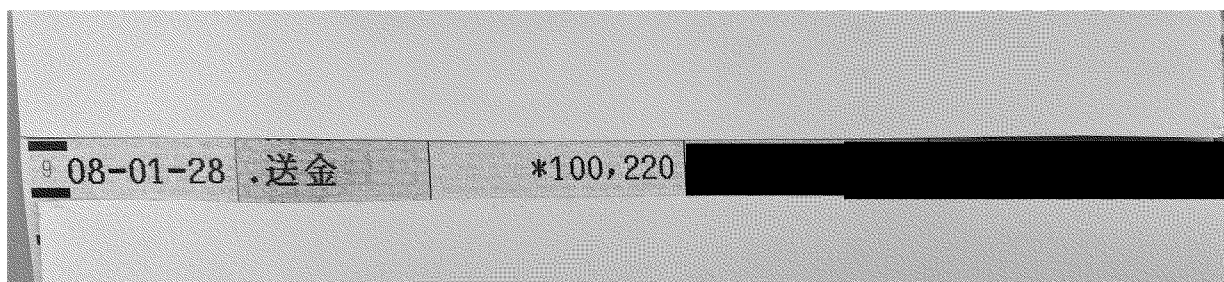
日付	令和 8 年 1 月 28 日	支出額	100,220 円
項目	事務所費	充当額	90,198 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	横川雅也 $100,220 \times 9/10 = 90,198$ (220 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(2/6)



政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(3/6)

事務所賃貸借契約書

賃貸人 （以下、「甲」という。）と賃借人 横川 雅也（以下、「乙」という。）は、甲の所有する別紙目録記載の建物（以下、「本件建物」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(4/6)

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかんせん金銭を請求しない。

乙は乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条 甲は契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(5/6)

振込口座

金融機関名:

普通預金:

口座名義人:

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

政務活動費 領収書等貼付用紙

8673

(6/6)

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8674

(1/6)

日付	令和 8 年 1 月 28 日	支出額	11,110 円
項目	事務所費	充当額	9,999 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場代（令和 8 年 1 月分）		
備考	駐車場代（7,700 円＋振込手数料 110 円＋更新事務手数料 3,300 円）× 9/10		



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2026年01月01日～2026年01月05日 照会件数：4件

2026年01月25日 15時05分37秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高

政務活動費 領収書等貼付用紙

8674

(3/6)

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2026年01月28 日	11,110円		R K S (ダイワ フドウサ	

全件数：5件

政務活動費 領収書等貼付用紙

8674

(4/6)

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):
賃借人(以下、乙という。): 高橋 政雄
甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。
なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—		契約番号	
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2025年2月1日 ~ 2026年1月31日 (1 年間)		

—賃料条件—			
項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷 金	6,000 円	-	-

—車種名他—			
車種名	トヨタ ヴェイ	NO.	色 白

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。
西暦 2025 年 2 月 1 日

賃貸人(甲)	氏名		
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録	
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽一郎	
賃借人(乙)	住所 〒		
	氏名	高橋 政雄	
	生年月日	1952 / 1 / 1	TEL 携帯電話
	勤務先	埼玉県庁	
	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1	
緊急連絡先 (乙)以外の方	住所 〒	336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1	
	氏名	高橋 政雄	
	TEL		
更新事務	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	商 号	株式会社大和不動産	
	代表者	小山 陽一郎	

政務活動費 領収書等貼付用紙

8674

(5/6)

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):
賃借人(以下、乙という。):

高橋 政雄
甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。
なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—		契約番号	
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2026年2月1日 ~ 2027年1月31日 (1 年間)		

—賃料条件—			
項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷 金	6,000 円	-	-
特 約	賃借人は、本契約における賃貸人の氏名等の個人情報について、個人情報保護の観点から、第三者に開示または提供する場合には賃貸人または賃貸人代理人の了承を得たうえで行うものとします。		

—車種名他—	
車種名	トヨタ ルーミー NO. 色 青

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。
西暦 2025 年 12 月 2 日

賃貸人(甲)	氏名		
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録	
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽一郎	
賃借人(乙)	〒		
	氏名	高橋 政雄	
	生年月日	1952 / 1 / 1	TEL 携帯電話
	勤務先	埼玉県議会	勤務先TEL 048-878-4369
	〒336-0932	勤務先住所	埼玉県さいたま市緑区中丸2179-1
緊急連絡先 (乙)以外の方	〒336-0932	住所	埼玉県さいたま市緑区中丸2179-1
	氏名	(株)高橋政雄設計事務所 続柄 代表者	
	TEL		
更新事務	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 エイパックスタワー浦和中央館2F	
	商 号	株式会社大和不動産	
	代表者	小山 陽一郎	

政務活動費 領収書等貼付用紙

8674

(6/6)

発行日 2026年3月30日

株式会社 大和不動産
さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
TEL:048-833-0050
FAX:048-826-5221
更新係

高橋 政雄 様

契約更新のご案内

平素は、弊社の管理物件をご利用頂きまして有難うございます。
ご契約頂いております賃貸借契約の契約満了日が近づいてまいりました。
契約更新の条件及び費用につきまして下記のとおりご案内申し上げます。

【更新される場合】

契約更新の手続き上、下記日付までにお振込みと御返送を賜りたくお願い申し上げます。

契約書返送期限: 2026年1月1日

お振込期限: 2026年1月31日

物件名	中丸駐車場	部屋番号	
契約終了日	2026年01月31日	御契約者様	高橋 政雄 様
新契約期間	2026年02月01日	～	2027年01月31日

更新手続き費用総額	3,300 円
-----------	---------

ご契約内容

項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容	
	金額	消費税	金額	消費税
駐車料	7,000 円	700 円	7,000 円	700 円

更新費用内訳

項目	税込金額	うち消費税	摘要
更新料	0 円	0 円	
更新事務手数料	3,300 円	300 円	
合計	3,300 円		

契約手続きの時の注意事項

- 更新契約覚書を同封させて頂きましたので、ご署名・捺印の上ご返送ください。
- 更新費用は、新契約開始月の前月に賃料等と合わせてご指定の口座より引落させていただきます。
- お部屋の契約の場合、家財保険や家賃保証について各社から更新案内の通知が
発送されますので、内容をご確認の上、期日までにお手続きをお済ませください。
- 解約手続きについて
現契約満了にて解約される場合、必ず解約日の1ヶ月以上前までに解約の申入れが必要です。
(期日はお手元の契約書にてご確認ください)
解約日が現契約の契約終了日を過ぎた場合、解約受付日から1ヶ月分の賃料等と
更新費用をお支払い頂きますので、予めご了承ください。
尚、お電話での受付は行っておりません。
恐れ入りますが、弊社ホームページよりお手続きいただきます様、お願い申し上げます。
【 <https://bit.ly/2Eo9NeN> 】

《定休日》毎週水曜日 《営業時間》AM10:00～PM5:30

お振込先

221008

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8675

(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 28 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	10,890 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所ガードシステム費/令和 8 年 2 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

8675

(2/3)

2

年 月 日

摘要

お支払金額

お預り金額

差引残高

08-01-28

振替

*12,100

RKS(ALSOK100)

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

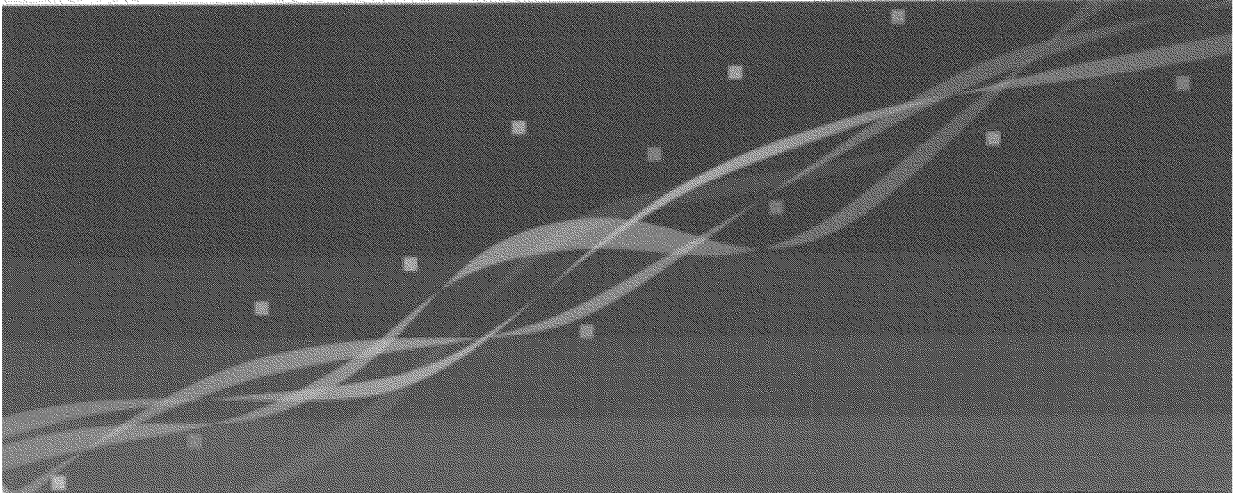
2

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8675

(3/3)

		 RESONA
店番	口座番号	
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8676

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 28 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要			
備考	事務所家賃 1 から 3 月分 ただし 1 月 2 6 日から 2 月 9 日を除く。 1 月 4 5 0 0 0 円 2 月 4 5 0 0 0 円 3 月 6 0 0 0 0 円		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8676

(2/2)

領 収 証

小川真一郎様

No. _____

★ ¥150,000-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但 1. 2. 3ヶ月分 但 1月23~2月9日

令 8 年 1 月 28 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

2000円

店舗賃貸借契約書

物件 の 表 示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	老ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 円	備考	更新手数料
	火災保険	円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和 6年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの 2年間			
賃料等の振込先	※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。			
振込先	貸主宅へ持参すること	普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 〇〇〇〇〇と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。
(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。
(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第3者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じるこの債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な音動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡し事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 6年 4月 1日

賃貸人・甲 住所 氏名 電話番号

賃借人・乙 住所 深谷市 長在家 14 氏名 小川 真一郎 電話番号 048-583-6838

連帯保証人・丙 住所 氏名 電話番号

仲介業者 住所 大里郡寄居町大字桜沢2770-4 商号 サンライト不動産 代表者 柴崎修 免許番号 埼玉県知事(5) 取引主任士